

平成27年5月12日

長期優良住宅化リフォームに関する
普及・広報を行う事業を実施する者の審査結果について

国土交通省住宅局住宅生産課

次のとおり、長期優良住宅化リフォームに関する普及・広報を行う事業を実施する者を選定しましたので、報告します。

<募集期間>

平成27年4月20日～平成27年5月8日

<提案者及び評価結果>

○長期優良住宅化リフォームに関する普及・広報を行う事業

提案者：1者（一般社団法人住宅性能評価・表示協会）

評価：別紙の通り、一般社団法人住宅性能評価・表示協会の企画提案書を特定した。

(別紙)

□長期優良住宅化リフォームに関する普及・広報を行う事業の審査結果について

- ・公募期間：平成27年4月20日～平成27年5月8日
- ・説明書配布者：1者（一般社団法人住宅性能評価・表示協会）
- ・提案者：1者（一般社団法人住宅性能評価・表示協会）
- ・評価

補助対象事業者の要件	評価結果
(1) 技術能力に関する要件 ・長期優良住宅化リフォームの評価対象となる住宅の性能（耐震性、劣化対策、維持管理・更新の容易性、省エネルギー性等）に関する高度で専門的な知識を有する者がいること ・登録住宅性能評価機関等に向けた講習会を実施できる組織体系であること	○
(2) 公平性及び中立性に関する要件 ・業として、住宅を設計し若しくは販売し住宅の販売を代理し若しくは媒介し、又は住宅の建設工事を請け負う者に支配されていないこと ・業務によって得た情報により、新たな営利を得るものではないこと	○
(3) 守秘性に関する要件 ・知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。成果を活用したコンサルティング活用を行わないこと	○
(4) 経理その他の事務に係る的確な管理体制及び処理能力に関する要件 ・経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること	○

※補助事業対象者に求められている（1）～（4）の要件については全て満たしており、事業費についても妥当と判断される。そのため、一般社団法人住宅性能評価・表示協会の企画提案書を特定した。